

〇〇町内会旅費規程

第1条 役員および事務職員が会の用務のため出張するときは、この規定の定めるところにより旅費を支給する。

第2条 旅費は、次のとおりとする。

- (1) 県外旅費
- (2) 県内旅費

第3条 県外旅費は、交通費、宿泊費として、次の区分によるものとする。

- (1) 交通費 実費を支給する。
- (2) 宿泊費 一泊 〇〇〇〇円（定額または実費支給）

第4条 県内旅費は、交通費実費を支給する。ただし、宿泊を必要とするときは、県外出張に準ずる。

付 則

- * この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。